

広島市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島市は、広島市への移住・定住の促進及び広島市の中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から広島市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付する。当該移住支援金の交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定。以下「県要領」という。）、広島市補助金等交付規則（昭和36年規則第58号）その他の法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を広島市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき広島市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 県要領第5・2(1)に規定する求人マッチングサイトをいう。
- (5) 18歳未満の世帯員 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満（ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は18歳未満とする。）であって、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる要件を満たすものとする。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は60万円とする。ただし、別表第6に掲げる要件を満たす場合は100万円とする。

- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。
- 3 移住支援金は、世帯を単位とし、一つの世帯に対して重ねて交付しない。

(交付申請)

第5条 対象者であって、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、移住後1年以内に広島市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、別表第7に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、提出期間は毎年度4月1日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）から12月28日（休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

- 2 書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行うことを原則とし、交付申請者と世帯を同一にする

者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。以下に規定する書類の提出においても同様とする。

(交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に交付申請を取り下げるときは、広島市移住支援金交付申請取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その決定の内容及びこれに付した条件を広島市移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を広島市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、広島市移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、広島市移住支援金交付決定兼確定通知書【再交付】（様式第6号）を申請者に交付する。

(移住支援金の交付)

第10条 交付決定通知書により通知を受けた者は、速やかに広島市移住支援金請求書（様式第7号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、移住支援金の全額を一括で交付する。また、交付申請から原則3か月以内に交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 広島県知事及び市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

第12条 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年を経過するまで1年を経過するごとに、経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を広島市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（様式第8号）（以下「変更届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年以内に広島市での居住が困難となった場合又は1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合（別表第2就業に関する要件で申請した場合に限る。）においては、速やかに広島市移住支援金自主返還申出書（様式第9号）（以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。

4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等

を当該受給者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満で広島市から転出した場合
- (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（別表第2就業に関する要件で申請した場合に限る。）
- (4) 広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

2 市長は、受給者が移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に広島市から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて同条第1項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 受給者は、前条の規定により移住支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る移住支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた移住支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 受給者は、移住支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(移住支援金の返還免除)

第16条 受給者は、第13条第1項又は第2項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、広島市移住支援金返還免除申請書（様式第10号）及び返還免除理由を証する書類（以下「返還免除申請書等」という。）により返還の免除を申請できるものとする。

2 前項の規定により返還免除を希望する受給者は、第12条第2項に規定する届出と合わせて、返還免除申請書等を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、第1項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、広島県知事の同意を得た上で、返還を免除できるものとする。

4 市長は、広島県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、当該申請者に

通知するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表第2(2)は、令和6年4月1日以降に移住した者から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3号、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者から適用し、令和7年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日以降に移住した者から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 移住する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、本市に住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
移住先に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 移住支援金の交付申請時において、移住後 1 年以内であること。 (2) 移住支援金の交付申請日から 5 年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は（第 4 条第 1 項の世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、広島県知事及び市長が認める場合を除く。 (4) その他広島県知事又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	要件
就業に関する要件	次に掲げる(1)又は(2)に該当すること。 (1) 一般の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて県要領第 5・2(1)①に示す対象法人に就業していること。 エ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 オ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。 カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (2) 専門人材の場合 プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる要件の全てに該当すること。 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ウ 当該就業先において、移住支援金の交付申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3（第3条関係）

区分	要件
テレワークに関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、広島市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 (3) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

別表第4（第3条関係）

区分	要件
関係人口に関する要件	本市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる(1)及び(2)に該当すること。 (1) 支給対象者の要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ア 交付申請者を含む世帯員のいずれかが本市に居住した経験があること。 イ 本市に10年以上居住していた3親等以内の親族がいること。 (2) 地域の担い手確保の要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ア 新規就農、雇用就農、農業経営の継承などにより本市内で農業に就業すること又は本市等が実施する農業研修を受講し、研修終了後に本市内で農業に就業する意思があること。 イ 広島市半林半X移住者支援事業や広島県林業認定事業体への就職などにより本市内で林業に就業すること。 ウ 本市内の漁業協同組合の組合員であること又は広島県漁業協同組合連合会が実施する長期研修を本市内の漁業協同組合で受講し、研修終了後に当該漁業協同組合で就業する意思があること。

別表第5（第3条関係）

区分	要件
起業に関する要件	1年以内に起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第 6（第 4 条関係）

区分	要件
世帯に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (2) 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において移住後 1 年以内であること。 (4) 交付申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

別表第 7（第 5 条関係）

区分	必要な書類
全員が提出必須の書類	(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類の写し） (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類。2 人以上の世帯として交付申請する場合は、移住元において交付申請者を含む世帯員全員の移住元での在住地を確認できる書類） (3) 移住先（広島市）の住民票の写し（2 人以上の世帯として交付申請する場合は、交付申請者を含む世帯員全員分） (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第 1 号別紙 1） (5) 移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第 1 号別紙 2） (6) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。） (7) その他市長が必要と認める書類
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区への通勤者のみ提出が必要な書類	東京 2 3 区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	開業届出済証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
別表第 2 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（様式第 1 号別紙 3－1 又は 3－2）
別表第 3 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（様式第 1 号別紙 4）
別表第 4 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	別表 4 に掲げる要件を満たすことが確認できる書類（住民票の写し、就業証明書等）
別表第 5 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し